

個人番号カード・住民基本台帳カードの継続利用について

他市町村に住所を移した場合でも、継続利用を申請すれば、引き続き個人番号カード・住民基本台帳カードが使用できます。

○個人番号カード・住民基本台帳カードを継続利用する場合は、※速やかに転入届を行うとともに個人番号カード・住民基本台帳カードを持参し継続利用手続きを行ってください。(暗証番号が必要です。)

※転入届を行うことなく転出の予定日から30日を経過し、または転入した日から14日を経過したときは、継続利用ができなくなります。

○転入と同時に個人番号カード・住民基本台帳カードの継続利用しなかった場合、転入届をした日から90日を経過したときは、個人番号カード・住民基本台帳カードが失効します。

○公的個人認証サービス(電子証明書)について

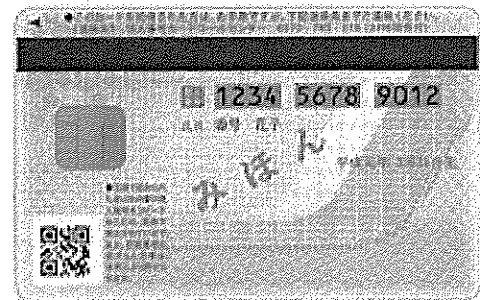
署名用電子証明は継続利用できません。転入先で再度手続きをお願いします。

個人番号カードの利用者証明用電子証明書は継続されます。

《個人番号カード》



【おもて面】

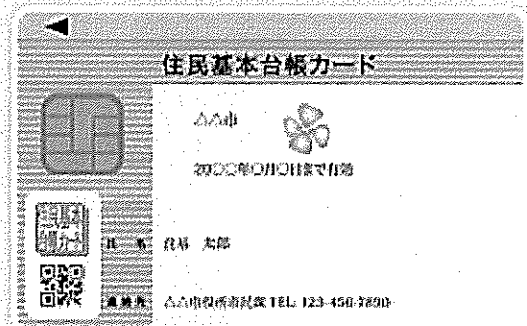


【うら面】

《住民基本台帳カード》



(写真つき)



(写真なし)

※個人番号カードを紛失した場合は、マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル)へ電話をしてください。一時停止ができます。

【電話】 0120-95-0178

※住民基本台帳カードを紛失した場合は、市民課戸籍係へ届出をしてください。